

お知らせ

まちのデータ

(令和5年(2023年)11月末日現在)

人口 2万5,428人
 男 1万2,061人
 女 1万3,367人
 1万740世帯

交通事故発生件数
 (11月中、物損含む)
 有田川町 43件
 死者0人 負傷1人
 有田湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号



吉備庁舎
 金屋庁舎
 清水行政局

52-2111

張絡出張所 23-0001
 出連出張所 22-0351
 山生郷諦 22-0254
 城粟五安水 26-0001
 下 水 道 52-5356
 A L E C (アレック) 53-1031
 52-4730

一場所 52-5384
 収集所 52-7855
 タクシー 52-4882
 センター 52-3055
 休日急患 52-5474
 有田川町 090-7966-1697
 子育て支援センター 52-8744
 有田川町少年センター

相談

1月の行政相談

● 1月11日(木)
 ・きび保健福祉センター 13時30分～16時

問総務課(吉備庁舎)

年金

20歳になるあなたに

国民年金は老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、一部の方(※)を除き、国民年金に加入することになります。国民年金に加入すると、毎月保険料を納めなくてはなりません。収入がないなど、今すぐ保険料を納めることが難しいときは、納付免除・猶予制度や学生納付特例制度があります。手続きは、住民登録している市町村役場で行ってください。

(※)厚生年金保険加入者や共済組合加入者、前記の者に扶養されている配偶者

問住民課(吉備庁舎)

税金

国民健康保険税 産前産後減免制度の開始

令和6年(2024年)1月より、産前産後期間の国民健康保険税を減免する制度が開始されます。

● 対象/令和5年(2023年)11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方

● 対象(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます)

● 免除方法・対象期間/出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月までの4カ月相当分の保険税が免除されます。

● 多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3カ月前から6カ月相当分が免除されます。

● 令和5年(2023年)11月～令和6年(2024年)1月(多胎の場合は令和6年(2024年)3月)に出産予定の方は、産前産後期間のうち令和6年(2024年)1月以降の期間の分のみが免除されます。

● 受付期間/出産予定日の6カ月前から届け出ができます。また、出産後の届け出も可能です。

● 届け出に必要な書類/①減免申

請書、②母子健康手帳など

問 税務課(吉備庁舎)

令和5年(2023年)分 確定申告会場

湯浅税務署では確定申告会場を開設します。

● 開設期間/2月16日(金)～3月15日(金)

● 相談受付時間/16時まで

● 確定申告会場の混雑状況によっては16時以前に相談受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

● 税務署の確定申告会場では、スマホによる確定申告書の作成および電子申告を推進しております。スマホをお持ちの方はスマホ・マイナンバーカードの持参をお願いします(暗証番号もお忘れなく)。

● 土地等譲渡所得および贈与税の相談は、担当者が従事している日にお越しください

● 日程/2月16日(金)、19日(月)、21日(水)、26日(月)、28日(水)、3月4日(月)、6日(水)、8日(金)、11日(月)、13日(水)、15日(金)

問 湯浅税務署 ☎63-5351